

2025 年8月
第一法規株式会社

お客様各位

『実例で紐解く独禁法・下請法一元公取マンの弁護士だけが伝えられる事案解決の勘所一』
内容誤りのお詫びと訂正

『実例で紐解く独禁法・下請法一元公取マンの弁護士だけが伝えられる事案解決の勘所一』において、内容の一部に誤りがございました。お客様にはご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
36頁 3行目	(七条の二 第三項)	(七条の二 第一項三号)
91頁2行目	、以下の 四点に	、以下の 三点も
95頁2行目(見出し)	独禁法 改正	官製談合防止法 改正

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihoki.co.jp> TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640